2　「圧縮限度額 ((20)又は(23))×(10)×0.8 (24)」及び「繰入限度額 (34)×(10)×0.8 (35)」の各欄は、震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合又は震災特例法第27条から第29条までの規定の適用を受ける場合には、「×0.8」を消すこと。

別表十一(五)の記載要領第一号中「若しくは平成７年震災特例法第21条第２項の規定の適用を受ける場合」及び「若しくは平成７年震災特例法第26条の６第３項」を削る。

別表十一(六)の表中「圧縮限度額 (20)－(23)」を「圧縮限度額 ((20)－(23))×0.8」に、「圧縮限度額 (27)－(31)」を「圧縮限度額 ((27)－(31))×0.8」に、「繰入限度額 (36)－((39)、(40)又は(41))」を「繰入限度額 ((36)－((39)、(40)又は(41)))×0.8」に改め、同表の記載要領第１号中「の規定の適用を受ける場合又は」を「若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成23年旧措置法」という。）第65条の13（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）若しくは第65条の14（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「の規定の適用を受ける場合に」を「若しくは平成23年旧措置法第68条の84（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）若しくは第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に」に改め、同第一号を同第二号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「圧縮限度額 ((20)－(23))×0.8 (24)」、「圧縮限度額 ((27)－(31))×0.8 (32)」及び「繰入限度額 ((36)－((39)、(40)又は(41)))×0.8 (42)」の各欄は、平成23年旧措置法第65条の13若しくは第65条の14の規定の適用を受ける場合又は平成23年旧措置法第68条の84若しくは第68条の85の規定の適用を受ける場合には、「×0.8」を消すこと。

別表十一(九)を削る。

別表十一(十)の記載要領中「第68条の85の３」を「第68条の85の２」に改め、同表を別表十一(九)とする。

別表十一(十一)の記載要領第一号及び第二号中「第68条の85の４」を「第68条の85の３」に改め、同表を別表十一(十)とする。

別表十一(十二)の記載要領中「若しくは鉱工業技術研究組合が所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成21年旧措置法」という。）第66条の10（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、「租税特別措置法第68条の94」を「同法第68条の94」に改め、「若しくは連結親法人である鉱工業技術研究組合が平成21年旧措置法第68条の94（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同表を別表十一(十一)とする。

別表十一(十三)の表中

減価補てん金	減価償却資産の減価補てん費に対応する助成金等の額	
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	
	損金不算入額	(8)－(7)

を

減価補塡金	減価償却資産の減価補塡費に対応する助成金等の額	
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	
	損金不算入額	(8)－(7)

に改め、同表を別表十一(十二)とする。

別表十四(一)の表中

国外関連者に対する寄附金額	36

を

国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36

に、

国外関連者に対する寄附金額	(36)

を

国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	(36)

に改める。